松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年11月26日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を引き下げるため。

## 松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年松戸市条例第2 9号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第22条中「の各号」を削り、同条第2号中「千葉県市町村共済組合」を「千葉県市町村職員共済組合」に改め、同条第5号中「千葉県労働金庫」を「中央労働金庫」に改める。

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成23年松戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の 170」を「100分の165」に改める。

第4条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の 165」を「100分の167.5」に改める。

(松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年 松戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第30条第1項中「給与条例第20条第4項」を「給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」に、「及び扶養手当の月額」を「の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、俸給の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第6条 松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項後段を削る。

第30条第1項中「給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」を「給与条例第20条第4項」に、「合計額」とあるのは」を「合計額」とあるのは、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の 規定は、令和3年4月1日から施行する。